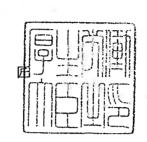


厚生労働省発科 0 7 0 5 第 1 号 令 和 元 年 7 月 5 日

武蔵村山市長 藤野 勝 殿

厚生労働大臣 根 本



国立感染症研究所村山庁舎の運営等に係る確認事項について

「国立感染症研究所村山庁舎の運営等に関する要望書」(令和元年7月1日) については、7月1日付け確認事項(別添)に沿って対応します。

## 厚生労働大臣 確認事項

令和元年7月1日厚生労働省

以下の5項目については、厚生労働省及び国立感染症研究所の責任に おいて対応する。

- 1 国立感染症研究所村山庁舎(以下、「村山庁舎」という。)の施設運営は、市民の安全・安心の確保を最優先に対応する。また、災害や事故に備えるため、国として、市、警察、消防等の関係機関とも連携し、周辺住民に対する円滑な連絡や状況説明について、責任を持って対応する体制を構築するほか、このような市との連携も踏まえ、施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の強化をこれまで以上に進める。
- 2 村山庁舎の BSL-4 施設の使用は、感染者の生命を守るために必要な 診断や治療等に関する業務に特化する。また、一種病原体の分与に関 しては、引き続き、周辺住民へ説明を行うとともに、十分な理解が得 られるよう努める。なお、制約なく研究目的で使用することに対する 地域住民の懸念を払拭できるよう、コミュニケーションを積極的に行 いながら BSL-4 施設を使用する。

万が一事故等が発生した場合には、施設内での業務を直ちに停止するとともに、周辺住民や市に対する情報提供を含め、その対応を速やかに行う。

- 3 今後とも村山庁舎の施設運営の透明性を確保するため、国立感染症研究所 村山庁舎 施設運営連絡協議会を継続して開催し、BSL-4施設の使用状況を報告するとともに、施設見学会や説明会も継続的に実施し、積極的な情報開示や地域とのコミュニケーションを推進する。また、村山庁舎のBSL-4施設運営に当たっては、外部有識者を活用したチェック体制を確保する。
- 4 施設の老朽化も踏まえ、日本学術会議の提言等も参考にし、武蔵村山市 以外の適地における BSL-4 施設の確保について検討し、結論を得る。
  - このため、本年度の厚生労働科学研究班による報告書が提出された後、速やかに、BSL-4施設の移転について具体的な検討を行うとともに、武蔵村山市職員を検討組織に参画させる。
- 5 施設及び施設周辺の安全対策や事故・災害対策及び避難対応の更な る強化や周辺住民の生活環境に配慮した環境整備に努める。

その具体的な内容については、武蔵村山市の要望等を踏まえ、検討するとともに、その実現に向けて努力する。